

答申保第65号
令和3年9月6日
(諮問保第85号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、見取図の一部については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年7月13日付けで「平成〇年〇月〇日この垂水市〇〇（〇〇，〇〇）石垣のひがい，土地のひがい，境界線のトラブル 両者の緊急通報処理票活動記録簿応急事件処 私に関する情報保護条例の適用除外になるものお除く」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年8月11日付け鹿捜一第176号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年11月9日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、見取図の一部及び添付資料3枚の一部の不開示部分の開示を求めるといふものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 見取図の地番の部分は一部開示できるのではと考える。

イ 添付資料3枚の倉庫，ブロック（石垣）が発端である事と，グーグルや道路を通ると，その現場は誰でも見られるはずであるので，一部開示を求める。

ウ 審査請求人本人が立ち入ったとするならば，本人へ現場の写真を見てもらい，事実確認をしたりするので，隠すことではない写真と考える。

エ 相手の方が写っているのならば，不開示であることは理解できるが，平成〇年〇月〇日，本人立入事実確認として一部開示を求める。

オ 一般的に地番は知り得る情報で、知ることが予定されている情報であって公にされている情報になり、一部開示できるものとする。相手本人が記入作成した書類ではなく、筆跡等も関係しない。勤務員が作成した公文書の中の一部（地番）なので、開示できるのではと考える。

カ 法務局で誰でも地番は知りえる。

キ 開示することにより、個人の権利利益を害するとあるが、害するとは思えないし、害するつもりもない。地番、写真を知りたいと言うよりも、県の判断、決定についての疑問等である。この土地周辺の地番は把握しているし、隣接者周辺の地権者等も把握している。そもそも地番は個人情報ではないと考える。

ク 条例第13条第2号ただし書アの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当てはまると考える。（車庫、倉庫のあたり）

ケ 条例第13条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とあり、生活、財産が守られていない状況が続いている。こちらへの対応、手続きが感じられない。相手側への始末書として、目に見える書類や相手側への手続きや関わりは感じられる。この始末書が審査請求を行うと決めた理由のひとつである。

コ 犯罪の予防鎮圧又は捜査等、公共の安全等の維持に支障を及ぼすおそれがありとあるが、守るべきところは守りながら、一方で知る権利もお願いしたい。住所や氏名や電話番号、マイナンバーの番号ではない。ただの地番ではないということだが、私はただの地番と考える。

サ 境界線も多少影響しているが、相手の被害、事実確認、両者への公平公正、適切な手続き、始末書等に疑問、納得できない点があったため、今に至る。平成〇年〇月〇日以前の応急事件処理簿や始末書は処分済みで存在していないようなので、今回の手続きの分だけでも中身、内容を知るためであり、相手の個人情報等を知りたいわけではないし、害するつもりはない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報

- ア 応急事件処理簿
- イ 始末書
- ウ 見取図
- エ 添付資料

(2) 一部開示決定の理由

ア 見取図の当該部分には、単なる「地番」ではなく、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものが記載されていることから、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 添付資料3枚について、本件対象情報は、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

個人が所有する物件等の内容及び特定の個人を識別できる情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

ウ 添付資料3枚の不開示部分は、現場臨場した警察官が、任意の協力を得て捜査の一環として作成したものである。

これらの情報を開示すれば、捜査の具体的な手法、判断等が明らかになるほか、任意の協力を得ることが困難になり、将来の犯罪の予防、鎮圧、捜査等の警察活動を困難ならしめ、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件対象情報は、条例第13条第5号（公共安全情報）に該当する。

エ 審査請求人の主張は、条例第13条第2号及び第5号の解釈を誤っているもので、失当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年12月11日	諮問保第85号に係る諮問を受けた。
令和3年2月5日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
6月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
7月12日	諮問の審議を行った。
7月29日	諮問の審議を行った。
8月31日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報を条例第13条第2号及び同条

第5号に該当するとして一部開示とした。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分のうち、見取図の一部及び添付資料3枚の一部の不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報のうち、争いとなっている見取図及び添付資料の不開示情報に関してのみ、以下、検討する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

以下、本件対象保有個人情報のうち、見取図及び添付資料の不開示情報の条例第13条第2号の該当性について検討する。

(イ) 条例第13条第2号該当性

a 見取図

見取図の不開示部分について、実施機関は上記3(2)のとおり、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるため、条例第13条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張している。

これに対して、審査請求人は、上記2(3)のとおり、同号ただし書アに該当するとして、「地番」は開示するべきである旨、主張している。

当該見取図（ゼンリン住宅地図）については、市販されており、用途を問わず誰でも入手可能であることに加え、公立図書館等において閲覧できることから、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められるため、開示すべきである。

ただし、実施機関において記載した部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の

個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において、当該見取図を確認したところ、不開示部分に「地番」は記載されていなかった。

b 添付資料

添付資料の不開示部分について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人が所有する物件等の内容及び特定の個人を識別できるものが記載されており、条例第13条第2号(第三者に関する情報)に該当し、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると主張している。

これに対して、審査請求人は、上記2(3)のとおり、グーグルや道路を通ると現場は誰でも見ることができるため、同号ただし書アに該当する旨、主張している。

審査会において、当該添付資料の不開示部分を確認したところ、特定の個人が撮影された写真及び個人が所有する物件等が掲載されていた。

当該写真のうち、特定の個人が撮影された写真については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

また、当該写真のうち、個人が所有する物件等が撮影された写真については、公道から撮影したものも含まれているが、私生活上の事実が撮影されているものであり、たとえ当該物件等が公道から目視できるものであっても、通常は偶然かつ一過性の視線にさらされるだけであって、他者にみだりにそれを公開されることまでは、一般的に欲したりしないであろうと考えられる。

さらに、当該写真については、実施機関が捜査の観点から撮影したものであり、グーグル社の提供するストリートビューに掲載されている写真とは異なり、一般の人々に未だ知られていない情報である。

加えて、当該写真については、公にすることにより、当該物件等を所有する個人が不快・不安の念を覚える情報であると考えられることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

したがって、当該添付資料の不開示部分については、条例第13条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関の主張する同条第5号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。